

化学防護手袋着用が義務となる、特定化学物質障害予防規則別表第三（及び別表第一）に掲げる化学物質

このリストは「特定化学物質障害予防規則 第44条」を参照し、ダイヤゴム(株)で作成したものです。
今後、厚生労働省から公布される通達等により、内容が変更となる場合があります。

第一号（第一類物質）

	化学物質名
1	ジクロロベンジジン及びその塩
3	塩素化ビフェニル（別名PCB）
4	オルトトリジン及びその塩
6	ベリリウム及びその化合物
7	ベンゾトリクロリド
8	および、上記に掲げる物をその重量の1%（※1）を超えて含有する製剤その他の物（※2）

※1：ベンゾトリクロリドについては0.5%

※2：合金にあつては、ベリリウムをその重量の3%を超えて含有するものに限る

第二号（第二類物質）

	化学物質名
1	アクリルアミド
2	アクリロニトリル
3	アルキル水銀化合物（アルキル基がメチル基又はエチル基である物に限る）
4	エチレンイミン
8の2	オルトトルイジン
9	オルトフタロジニトリル
11の2	クロロホルム
16	シアン化カリウム
17	シアン化水素
18	シアン化ナトリウム
18の2	四塩化炭素
18の3	1,4-ジオキサン
19	3,3'-ジクロロ-4,4'-ジアミノジフェニルメタン
19の3	ジクロロメタン（別名二塩化メチレン）
19の4	ジメチル-2,2-ジクロロビニルホスフェイト（別名DDVP）
19の5	1,1-ジメチルヒドラジン
20	臭化メチル
22	水銀及びその無機化合物（硫化水銀を除く）
22の2	スチレン
22の3	1,1,2,2-テトラクロロエタン（別名四塩化アセチレン）
22の4	テトラクロロエチレン（別名パークロルエチレン）
23	トリレンジイソシアネート
23の2	ナフタレン
25	ニトログリコール
27	パラニトロクロロルベンゼン
28	フッ化水素
30	ベンゼン
31	ペンタクロルフエノール（別名PCP）
33	シクロペンタジエニルトリカルボニルマンガン又は2-メチルシクロペンタジエニルトリカルボニルマンガン
34	ヨウ化メチル
36	硫酸ジメチル
別表第一	および、上記に掲げる物をその重量の1%（※3）を超えて含有する製剤その他の物

※3：シアン化ナトリウム、シアン化カリウム、パラニトロクロロルベンゼン、フッ化水素については5%